

平成20年4月18日

## 「アメリカの協同組織金融機関」

金融審議会金融分科会第二部会  
協同組織金融機関のあり方に関する  
ワーキング・グループ

参考人 茨城大学 内田聰

# 目 次

1. はじめに

2. 金融機関

  1) 金融機関の全体像

  2) 各種金融機関の仕組みと現状

3. ガバナンス

  1) 前提

  2) 情報(財務)開示

  3) 外部監査

  4) 総会・議決権

  5) ボード

  6) 系統上部機関の機能

4. おわりに

## 1. はじめに

80年代・90年代の規制緩和

80年預金融機関規制緩和および通貨管理法

82年ガーン・セイントジャーメイン預金融機関法

94年リーグル・ニール州際銀行業務・支店設置効率化法

99年グラム・リーチ・ブライリー法

ウォールストリートのマネーセンターバンクの躍進

メインストリート(地域)のコミュニティバンクやクレジットユニオンの存在

連邦と州からなる二元制度

## 2. 金融機関

### 1) 金融機関の全体像（07年末）

#### ①商業銀行

合計数 7,282 合計資産 11,176,096百万ドル  
1機関あたりの規模 1,535百万ドル

#### ②貯蓄金融機関

合計数 1,251 合計資産 1,862,669百万ドル  
1機関あたりの規模 1,489百万ドル  
(連邦免許の相互会社の1機関あたりの規模 215百万ドル(06年末))

#### ③クレジットユニオン

合計数 8,396 合計資産 776,588百万ドル  
1機関あたりの規模 92百万ドル

## 2) 各種金融機関の仕組みと現状(資料1・資料3参照)

### ①商業銀行

株式会社組織。国法免許と州法免許がある。

一般に連結総資産10億ドル未満をコミュニティバンクと呼び、数で全商業銀行の93.0%、合計資産で同11.0%を占める(07年末)。

コミュニティバンクの多くは株式を上場していない。

株主数は様々だが、少数の株主が多くの株を持っている傾向がある。

アメリカには事業向貸出を中心とする協同組織金融機関がなく、コミュニティバンクは株式会社ではあるが、その形態から協同組織性を備えた銀行という見方もある。

## ①商業銀行(続き)

### (参考) Sコーポレーション銀行(貯蓄金融機関)

Sコーポとは、株主全員の同意により、連邦税法(内国歳入法)第1章第S節(Subchapter S)に規定する課税方法を選択した法人。具体的には、株主数や株式の種類は制限されるものの、法人所得税のかからない株式会社。1958年に一般の事業会社向けに制定。

96年の法改正で銀行にも認められ(翌年施行)、07年末には全銀行数の32.3%がSコーポ銀行。最大は35億ドル弱。  
(なお、株式会社の貯蓄金融機関にも適用可能で、数で10%程度を占め、最大は130億ドル弱。)

## ②貯蓄金融機関

貯蓄貸付組合(SA)と貯蓄銀行(SB)からなる。相互会社組織と株式会社組織がある。連邦法免許と州法免許がある。

以下、相互会社組織について

数は558で、全貯蓄金融機関数の44.6% (07年末)

  " 849                "                47.7% (97年末)

総資産10億ドル以上は22で、最大は53.9億ドル(07年末)

  "                21        "                73.1億ドル(97年末)

⇒ 97年末の最大は株式会社へ転換

連邦法免許の貯蓄金融機関の合計資産に占める相互のそれは4.0% (06年末)

  "                9.1% (96年末)

業務範囲は基本的に商業銀行と同じだが、貸出では住宅ローンが中心。

会員資格は預金者で(資本金を払い込むのではない)、預金者になれるものの範囲に制限はない。

税優遇はない。

### ③クレジットユニオン(資料2参照)

協同組合組織。連邦法免許と州法免許がある。

組合数は07年末に8,396(97年末11,659)で減少傾向にあるが、組合員数は同約89.3百万人(同73.5百万人)で増加傾向にある。

合計総資産は同776,588百万ドル(同360,585百万ドル)。総資産10億ドル以上は127で、最大は総資産330億ドル。

組合員の儉約を奨励し生産的な目的のための与信を提供することを目的に設立される協同組織(連邦クレジットユニオン法)。

共通の絆(コモン・ボンド)に基づいて設立される必要がある。

主な絆の種類と07年末の種類別組合数の分布

- i 勤務先などの職域・35.3%
- ii 業界団体・職業団体・労働組合・協会などの団体・9.1%
- iii (複数の職域等が1つのグループになった)複合・30.7%
- iv 地域・22.3%

組合員は、自己資本部分への出資でなく、預金(share)をする。

### ③クレジットユニオン(続き)

法人税免除。

業務範囲の制限がある。貸出では自動車担保ローンと住宅ローンが中心。

98年の法改正で、コモンボンドの緩和(iii複合の追認)と、業務範囲の緩和(一定の条件下での組合員向け事業向貸出(MBL)の容認)が行われた。

1977年制定の地域再投資法(CRA)の対象外。

(参考) CRAは、銀行などに、その安全性・健全性に反しない形で、所在地域の金融ニーズに応えるよう要請するもので、その評価は貸出・投資・サービスの各項目で行われ(資料7参照)、総合的に判断される。成績の悪い銀行などには、支店開設や金融機関買収などの申請を認めない。

### 3. ガバナンス（資料3参照）

（以下、主に国法・連邦法について、貯蓄金融機関は相互会社について。）

#### 1) 前提

参入・退出、地域のパブリックプレッシャー、金融機関の規模

#### 2) 情報（財務）開示

①商業銀行と②貯蓄金融機関

連邦預金保険公社(FDIC)のホームページで四半期開示

③クレジットユニオン

全国クレジットユニオン管理庁(NCUA)のホームページで四半期開示

#### 3) 外部監査

①～③とも資産5億ドル以上の機関については外部監査が必要。

## 4) 総会・議決権

### ①商業銀行(略)

### ②貯蓄金融機関

議決権は預金100ドルにつき1で1,000が上限。委任投票は可能で、電話や電子的な手段もとれる。

### ③クレジットユニオン

議決権は一人一票。委任投票はできない。

理事選挙は4類型のいずれかで行われる。候補者は指名委員会によるほか、組合員によるものも可能。また、投票方式は総会での投開票のほか、電子的方法などによる事前投票・総会での開票も可能。

## (参考) クレジットユニオン理事選挙方法の4類型

- i 総会で指名委員会による候補者とフロアーによる候補者に基づき投開票が行われる。
- ii 総会で指名委員会による候補者と組合員の1%以上の事前申請による候補者に基づき投開票が行われる。
- iii 指名委員会による候補者と組合員の1%以上の事前申請による候補者にもとづき、総会の10日以上前に、24時間設置された投票箱か投票機械で投票する。また、事前投票をしていない組合員は総会会場で総会前に投票を行い、総会で事前投票と合計された結果が発表される。
- iv 指名委員会による候補者と組合員の1%以上の事前申請による候補者に基づき、総会の5日以上前までに、電子的手段(電話や電子メール)や郵便で事前投票をして、総会で結果が発表される。

## 5) ボード

### ①商業銀行

(上場企業には別途、取引所規制やSOX法が課せられる。)

取締役(会):5人～25人

⇒ CEOなどの1・2名以外は社外取締役が普通

委員会:資産5億ドル超の銀行は社外取締役からなるaudit committeeが必要

⇒ auditとcompensationは通常ある。そのほかexecutive、loan、ALM、risk management、fiduciary、nominatingの委員会がありうる。

### ②貯蓄金融機関

理事(会):5～15人。会員から選出。

⇒ CEOなど の1・2名が理事兼任が普通

委員会:executive committeeなどを設けられる。

### ③クレジットユニオン(資料4・資料5参照)

理事(会)：5人以上の奇数。組合員から選出。ボランティア。

業務執行をCEOなどに委任できるが、CEOなどは理事会構成員ではない。

⇒ 理事の研修プログラムなどが協会などにある。

委員会：理事以外の組合員(従業員除く)から選出される3～5人の委員(1名は理事も可)によるsupervisory committeeが必要。公認会計士などを雇える。

任意だがcredit committee(3～7人の奇数)がある場合が多い。業務執行をローンオフィサーに委任できる。

ほかにexecutive(3人以上の理事)、budget、personnel policies、education、delinquent loanなどがありうる。

## 6) 系統上部機関の機能(資料3参照)

### ②貯蓄金融機関

<傘下金融機関の営業支援機能>

貯蓄金融機関固有の組織はなし。

<傘下金融機関の信用確保機能(流動性供給機能を含む)>

貯蓄金融機関固有の組織はなし。

### ③クレジットユニオン(資料6)

#### <傘下金融機関の営業支援機能>

全米レベルのUSセントラル・クレジット・ユニオン(USCCU)と、州レベルのCCU(コーポレート・クレジット・ユニオン)からなる。

FedWire(FRBが運営する決済ネットワーク)に加盟し、組合間の資金過不足を調整。

#### <傘下金融機関の信用確保機能(流動性供給機能を含む)>

なし。

但し、個別組合の任意出資で運営されるNCUA内のセントラル・リクリディ・ファシリティー(CLF)が流動性供給機能を提供。

### (参考) 監督・検査

## 4. おわりに

メインストリート vs. メインストリート

ウォールストリート vs. メインストリート

(参考) Blueprint for a Modernized Financial Regulatory Structure  
(アメリカ財務省 08年3月)  
Federal Insured Depository Institution (“FIDI”) Charterの提案

## 参考文献など

各種の法律・規則など  
各種の当局・協会などの資料

- Craig, V.V. (2004) "The Changing Corporate Governance Environment: Implications for the Banking Industry," *FDIC Banking Review*, Vol.16, No. 4.
- DeYoung, R., P. Driscoll, and C.A. Fried (2005) "Corporate Governance at Community Banks: A Seventh District Analysis," *Chicago Fed Letter*, Federal Reserve Bank of Chicago, No. 219.
- Lovett, W.A. (2005) *Banking and Financial Institutions Law* 6th Ed., Thomason/West.
- U.S. Treasury (2008) *Blueprint for a Modernized Financial Regulatory Structure*, March.
- 青木武 (2003)「米国金融機関におけるコーポレート・ガバナンス」『New York 通信』信金中金総合研究所、第15-3号。
- 内田聰 (2006)「地域密着を可能にする仕組みとは～米銀数の30%を占めるSコーポ銀の分析から～」『証券経済研究』第56号。
- 高木仁 (2006)『米国の金融制度 改訂版』東洋経済新報社。
- 高月昭年 (1999)「銀行構造の変化と資金地元公平還元法の拡大」『証券経済研究』日本証券経済研究所、第20号。
- 永井敏彦 (2004)「米国クレジットユニオンの経営戦略1」『金融市场』農林中金総合研究所、第15巻第1号。
- 日本銀行信用機構局 (2004)『海外における協同組織金融機関の現状』10月。

## 参考文献など(続き)

### 取材先クレジットユニオン

The Industrial Credit Union (ボストン)

University of Utah Federal Credit Union (ソルトレイクシティ)

JACOM Credit Union (ロサンジェルス)

Pacific Resource Credit Union (ロサンジェルス)

(上を含め6州16市の銀行、貯蓄金融機関、顧客、規制当局、銀行協会、大学など計47ヶ所にて  
取材。)

資料 1

Frequently Requested U.S. Credit Union/Bank Comparisons																	
Year	Insurance Fund Ratio		Net Income Ratio		Equity Capital Ratio		Loan Delinquency Ratio		Total Assets (billions)		Average size (millions)		Asset Growth		New Charters		
	NCUSIF	FDIC DIF <sup>a</sup>	CUs	Banks	CUs	Banks	CUs (60+)	Banks (90+)	CUs	Banks	CUs	Banks	CUs	Banks	CUs	Banks	
1980	\$0.30	\$1.16	0.30%	0.73%	6.04%	5.30%	3.32%	NA	\$69.0	\$1,855.7	\$3.2	\$128.6	4.8%	9.3%	NA	205	
1981	\$0.30	\$1.24	0.82%	0.76%	6.58%	5.83%	3.18%	NA	\$72.3	\$2,028.0	\$3.5	\$140.8	8.1%	8.1%	NA	198	
1982	\$0.26	\$1.21	0.60%	0.70%	6.84%	5.87%	3.26%	NA	\$82.7	\$2,193.3	\$4.2	\$161.0	14.4%	6.8%	NA	317	
1983	\$0.29	\$1.22	1.05%	0.66%	6.42%	6.00%	2.37%	NA	\$98.0	\$2,342.1	\$5.1	\$161.9	18.5%	7.1%	NA	361	
1984	\$0.31	\$1.19	1.38%	0.64%	6.66%	6.14%	2.05%	2.89%	\$113.0	\$2,508.9	\$6.1	\$173.1	15.3%	7.1%	NA	391	
1985	\$1.20	\$1.19	1.21%	0.69%	6.47%	6.39%	2.14%	2.69%	\$137.1	\$2,740.7	\$7.8	\$189.4	21.3%	6.8%	NA	331	
1986	\$1.23	\$1.12	1.04%	0.61%	6.18%	6.19%	2.19%	2.76%	\$166.1	\$2,940.7	\$9.8	\$206.4	21.2%	7.7%	NA	257	
1987	\$1.23	\$1.10	0.97%	0.69%	6.48%	6.02%	1.93%	3.46%	\$181.7	\$2,999.9	\$11.2	\$218.6	9.4%	2.0%	41	219	
1988	\$1.24	\$0.80	0.98%	0.80%	6.80%	6.31%	1.80%	2.92%	\$196.8	\$3,116.0	\$12.5	\$238.5	8.3%	3.9%	33	229	
1989	\$1.25	\$0.70	0.92%	0.80%	7.32%	6.21%	1.77%	2.99%	\$205.8	\$3,267.2	\$13.6	\$256.7	4.6%	5.5%	19	182	
1990	\$1.25	\$0.21	0.89%	0.48%	7.55%	6.45%	1.68%	3.69%	\$221.4	\$3,369.9	\$15.2	\$273.5	7.8%	2.5%	10	165	
1991	\$1.23	\$0.36	0.94%	0.63%	7.63%	6.75%	1.58%	3.69%	\$244.5	\$3,413.7	\$17.5	\$286.7	10.5%	1.3%	7	106	
1992	\$1.26	\$0.01	1.37%	0.93%	8.10%	7.51%	1.28%	3.06%	\$269.3	\$3,486.4	\$20.1	\$304.5	10.1%	2.1%	1	72	
1993	\$1.26	\$0.69	1.39%	1.20%	9.00%	8.00%	1.05%	1.97%	\$286.6	\$3,684.0	\$22.1	\$336.4	6.4%	5.7%	4	61	
1994	\$1.27	\$1.15	1.22%	1.15%	9.57%	7.78%	0.88%	1.29%	\$298.9	\$3,884.9	\$23.8	\$382.0	4.3%	8.1%	13	50	
1995	\$1.30	\$1.30	1.12%	1.17%	10.30%	8.03%	0.95%	1.17%	\$316.4	\$4,312.1	\$25.9	\$433.3	5.9%	6.2%	14	102	
1996	\$1.30	\$1.34	1.10%	1.19%	10.79%	8.20%	1.02%	1.06%	\$330.8	\$4,578.3	\$27.8	\$480.5	4.6%	6.2%	20	145	
1997	\$1.30	\$1.38	1.02%	1.23%	11.10%	8.44%	1.01%	0.98%	\$360.6	\$5,018.9	\$30.9	\$548.6	9.0%	9.6%	15	187	
1998	\$1.30	\$1.38	0.95%	1.19%	10.92%	8.49%	0.88%	0.96%	\$398.9	\$5,440.9	\$35.0	\$620.1	10.6%	8.5%	8	190	
1999	\$1.30	\$1.37	0.93%	1.31%	11.00%	8.52%	0.76%	0.95%	\$422.6	\$5,734.8	\$38.4	\$668.4	6.6%	5.4%	13	231	
2000	\$1.30	\$1.35	1.02%	1.18%	11.14%	8.50%	0.74%	1.12%	\$449.8	\$6,238.7	\$42.1	\$750.3	6.4%	8.8%	12	192	
2001	\$1.25	\$1.26	0.95%	1.16%	10.93%	9.06%	0.65%	1.41%	\$515.1	\$6,552.0	\$49.5	\$810.9	14.5%	5.0%	10	129	
2002	\$1.27	\$1.27	1.07%	1.32%	10.85%	9.16%	0.79%	1.45%	\$574.2	\$7,075.0	\$57.2	\$897.0	11.5%	8.0%	8	91	
2003	\$1.27	\$1.32	0.98%	1.40%	10.77%	9.10%	0.77%	1.19%	\$629.0	\$7,602.5	\$65.2	\$978.6	9.5%	7.5%	12	111	
2004	\$1.27	\$1.30	0.92%	1.30%	11.00%	10.10%	0.72%	0.86%	\$668.1	\$8,413.0	\$71.9	\$1,102.6	6.2%	10.7%	4	122	
2005	\$1.28	\$1.23	0.86%	1.33%	11.28%	10.09%	0.73%	0.75%	\$700.5	\$9,039.7	\$77.7	\$1,201.0	4.8%	7.4%	9	166	
2006	\$1.31	\$1.21	0.83%	1.33%	11.57%	10.21%	0.68%	0.79%	\$732.5	\$10,090.6	\$84.6	\$1,363.2	4.6%	11.6%	6	200	

Notes:

NCUSIF & FDIC fiscal years end in December. Prior to 1995, NCUSIF's fiscal year ended in September.  
 Insurance fund equity is expressed in dollars per \$100 insured.  
<sup>a</sup> Bank fund ratio is Depository Insurance Fund (DIF) for 2006.  
 Net income ratio is net income as a percent of average total assets (after tax).  
 Capital ratio is capital (excluding loss allowances) as a percent of total assets.  
 Loan delinquency expressed as ratio of dollars delinquent to dollar amount of total loans. (CUs 60 days or more delinquent, banks 90 days or more plus non-accrual loans.)  
 Average size is average assets per institution.

Sources:

Insurance fund information from NCUSIF, FDIC.  
 Credit union information from Credit Union National Association, Economics & Statistics Department.  
 Bank information from FDIC.

(出所) CUNA.

資料2 クレジットユニオンの資産規模別の状況(07年末)

組合規模 \$ millions	組合数		合計資産残高 \$ millions			
	組合数	全組合 でのシェア	規模別 前年比	残高	全組合 でのシェア	規模別 前年比
0-0.2	143	1.70%	-9.5%	16	0.00%	-11.4%
0.2-0.5	291	3.47%	-2.7%	101	0.01%	-2.7%
0.5-1	378	4.50%	-7.6%	281	0.04%	-8.2%
1-2	578	6.88%	-4.3%	850	0.11%	-4.5%
2-5	1,117	13.30%	-5.7%	3,797	0.49%	-5.6%
5-10	1,202	14.32%	-5.1%	8,741	1.13%	-5.1%
10-20	1,210	14.41%	-3.1%	17,429	2.24%	-3.1%
20-50	1,410	16.79%	-3.2%	45,403	5.85%	-3.1%
50-100	797	9.49%	1.0%	56,104	7.22%	1.6%
100-200	532	6.34%	-0.2%	75,082	9.67%	-0.5%
200-500	429	5.11%	1.4%	133,107	17.14%	1.6%
500-1000	182	2.17%	3.4%	124,964	16.09%	4.4%
1000-	127	1.51%	9.5%	310,711	40.01%	14.2%
合計	8,396	100.00%	-5.2%	776,588	100.00%	8.0%

(出所) CUNA, Credit Union Report より作成。

### 資料3:アメリカ協同組織金融機関の概要

#### 業務範囲

貯蓄金融機関*	<p>基本的に銀行と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 但し、貸付対象別、投資証券別に上限額が存在。</li> <li>— 住宅ローン分野での銀行との競合激化を背景として、1980年代以降、業務範囲にかかる規制緩和を漸次実施。</li> <li>— 住宅ローンが総資産の57%を占めるほか、モーゲージ担保証券(14%)、消費者ローン(5%)、商工業向け貸付(4%)などに運用(2003年末)。</li> </ul>
信用組合*	<p>銀行より狭く、預金の受入及び貸出業務が中心。**</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— このほか、特定対象資産への投資(国債・政府保証債、貯蓄金融機関への出資、信用組合にサービスを提供する企業への出資等)、他の預金取扱金融機関への預金の預入及び借入(但し、資本の50%が上限)が認められている。デリバティブ取引などは明示的に禁止。</li> <li>— 自動車担保ローンのウェイトが高い(貸出金体に占める割合:39% &lt;2003年末&gt;)。</li> </ul>

\* 州免許金融機関には、別途州法の規制も適用されるが、上表では連邦法の規制内容を中心に記載。

\*\* 銀行との業務範囲の比較は、員外規制を除いた評価。以下同じ。

#### 税制面の優遇措置等

貯蓄金融機関	なし。 — 1951年に法人税の免除措置を撤廃。
信用組合	法人税免除。

#### 会計基準

#### 外部監査等

貯蓄金融機関*	<p>銀行と同じGAAP(一般に公正妥当と認められる会計原則)。但し、資産残高1,000万ドル未満の場合、OTSのルールを適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— S&amp;Lについては、以前は、GAAPに比べ、貸倒損失の隸延や合併に伴う営業権の償却が長期間認められるRAP(監督会計原則)が適用されていたが、これが1980年代のS&amp;L危機の一因とされ、GAAPに統一。</li> <li>— ディスクロージャーについては、監督当局への四半期毎の報告と年次総会における会員向けの一般的な報告以外に特別な規制なし。但し、監督当局に提出した情報は、一部を除きFDIC(連邦預金保険公社)のホームページで閲覧可能。</li> </ul>	資産5億ドル以上の先に外部監査を義務付け。
信用組合*	<p>銀行と同じGAAP。但し、資産残高1,000万ドル未満の場合、NCUA(全国信用組合保険庁)のルールを適用(1998年より)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— ディスクロージャーについては、監督当局への四半期毎の報告と年次総会における会員向けの一般的な報告以外に特別な規制なし。但し、監督当局に提出した情報は、一部を除きNCUAのホームページで閲覧可能。</li> </ul>	資産5億ドル以上の先に外部監査を義務付け(1998年より)。 資産5億ドル未満の先は、監査委員会の内部監査を受ければ足りる。

\* 連邦法の定めを中心に記載。

#### 監督機関

貯蓄金融機関	銀行と異なる(OTS<貯蓄金融機関監督局>、FDIC<連邦預金保険公社>、州当局)。 — 連邦免許のS&L及び savings bank はOTSが監督。州免許のS&L及びsavings bankは、第一種的には州当局が監督。但し、州免許S&LについてはOTS、州免許 savings bank についてはFDICもそれぞれ監督権限あり。
信用組合	銀行と異なる(NCUA<全国信用組合保険庁>、州当局)。

#### 自己資本比率規制

貯蓄金融機関*	<p>銀行とほぼ同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 子会社株式の取扱い、適用するリスク・ウェイト等が一部相違。</li> <li>— このほか、資産の1.5%のtangible capital(資本金+剰余金)を維持する必要。</li> </ul>
信用組合*	<p>銀行と異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 純資産比率(リスク・ウェイトを勘案せず)。</li> <li>— 2000年、純資産比率を基準とした早期は正措置を導入(7%以上が優良先&lt;well capitalized&gt;)。</li> <li>— 2001年、複雑な業務を営む組合(complex credit unions)に対し、純資産比率を計算する際に、リスク・ウェイトを勘案することを義務付け。</li> </ul>

\* 連邦法の定めを中心に記載。

会員資格		員外取引規制
貯蓄金融機関*	会員:預金者(all holders of savings, demand or other authorized accounts)。預金者になれる者の範囲に制限はなし。	預金:会員。 貸出:員外規制は設けられていないが、商工業向け貸出は総資産の20%まで可(但し、10%超は中小企業向けである必要)など、資金用途による規制を賦課。 さらに、適格貯蓄金融機関(qualified thrift)と認められるには、運用資産の65%が住宅関連貸出や消費者関連資産などである必要。
信用組合*	会員:預金者(シェア<share>の購入者)。最低預金額は、組合毎に相違。職域、地域、協会、低所得者層等の共通の収支を有する個人、団体。	預金:会員、他の信用組合、政府職員からの受入のみ可。 但し、低所得者向けに設立された場合は、員外からの受入も可。 預金の員外受入は総預金の20%または50万ドルのいずれか低い金額まで可。 貸出:会員、他の信用組合向けのみ可。 member business loan(貸出額が5万ドル以上で居住用不動産等で担保されない会員向け事業資金貸付。以下、MBL)は、純資産の1.75倍又は総資産の12.25%が上限。また、MBLについては、貸付期間、利息などにかかる規制を賦課。
	— 組合の構成は、職域38%、職域(複合)34%、地域16%、諸協会10%、低所得者3%(2003年末)。	— 員外預金比率は、金額ベースで0.3%(2003年末)。 — 大半は個人顧客中心。MBLの貸出全額に占める比率は2%(2003年末)。

\* 連邦法の定めを中心に記載。

#### セーフティネット

	公的預金保険制度	相互援助制度
貯蓄金融機関	FDIC(連邦預金保険公社)内のSAIF(貯蓄金融機関保険基金)ないしBIF(銀行保険基金)。BIFの場合は、銀行と同一ブランド。 連邦免許の場合は強制加入、州免許の場合は任意(但し、州法で別途、FDIC加入を義務付け)。 保護上限は10万ドル。	なし。 — 但し、マサチューセッツ州には、FDICに加入する州免許の金融機関に対し預金の上乗せ保険機能を提供する民間預金保険制度DIF(預金保険基金)が存在。
信用組合	NCUA(全国信用組合保険庁)内のNCUSIF(全国信用組合預金保険基金)。 連邦免許の場合は強制加入、州免許の場合は任意加入。 保護上限は10万ドル。	NCUSIF非加入組合に対する代替的な預金保険機能や、NCUSIF加入組合に対する預金の上乗せ保険機能を提供する民間預金保険制度が存在(American Share Insurance Corporation<アメリカ預金保険公社>、Maryland Credit Union Insurance Corporation<メリーランド州信用組合保険公社>、Washington Credit Union Share Guaranty Association<ワシントン州信用組合預金保証協会>)。

#### 系統上部機関の機能

	傘下金融機関の商業支援機能	傘下金融機関の信用確保機能(流動性供給機能を含む)	業界団体
貯蓄金融機関	貯蓄金融機関固有の組織はなし。但し、FHLB(連邦住宅貸付銀行)*が、商業銀行向けとともに貯蓄金融機関向けにも、資金決済やキャッシュマネジメント等の機能を提供。 * FHLB会員は、商業銀行:5,948先、貯蓄金融機関:1,344先、信用組合:729先、保険会社:82先(2003年末)。	貯蓄金融機関固有の組織はなし。但し、適格貯蓄金融機関であれば、商業銀行と同様に、FHLBからの流動性供給を受けることが可能。	貯蓄金融機関固有の業界団体はなし。 商業銀行や銀行持株会社とともに、ABA(アメリカ銀行協会)、ICBA(米国独立コミュニティ銀行協会)、ACB(アメリカコミュニティ銀行協会)に加入。 — ICBA及びACBは、もともとは貯蓄金融機関を対象とした業界団体だが、現在は商業銀行も加盟することが可能。
信用組合	USCCU(USセントラル・クレジット・ユニオン)及びCCU(コーポレート・クレジット・ユニオン)* — FedWire(FRB<連邦準備制度理事会>が運営する決済ネットワーク)に加盟し、組合間の資金過不足を調整。 * CCUは、信用組合出資の信用組合で、信用組合向けサービスを提供。  CUNA(全国信用組合協会)ミューチュアル・グループ — 会員に対する生命保険商品の提供、信用組合の貸出に対する信用保証。  NACUSO(全国信用組合サービス機構協会)及び各州のCUSO(信用組合サービス機構) — 組合出資で設立された社団法人。組合が単体で取組みにくい業務(クレジット・カード業務、ATMサービス、貸出金回収等)を提供。	なし。 但し、個別組合の任意出資で運営されるNCUA(全国信用組合保険庁)内のCLF(セントラル・リケイディティ・ファシリティー)が流動性供給機能を提供。	CUNA及び各州のCUL(クレジット・ユニオン・リーグ) — 当局との調整、広報活動、会員向け研修等を実施。

(出所) 日本銀行信用機関局(2004)より抜粋。

## 資料4 クレジットユニオンの理事会などの構成例

### Board

Board of Directors	Supervisory Committee
Chair	Chair (Member)
Vice Chair	Member
Vice Chair	Member
Secretary	Credit Committee
Director	Chair (Member)
Director	Member
Director	Member

### Management Officials

President & CEO
Vice President
Loan Officer
:

(出所) 各種資料から作成。

資料 5

## Federal Credit Union Organization Chart

### Members

#### Responsibilities:

1. Elect board of directors and credit committee.
2. Participate in membership meetings.
3. Promote participation in and use of credit union services.
4. Repay loans as agreed.
5. Remove any official for cause.
6. Expel members for cause.

### Credit Committee

#### Responsibilities:

1. Meet at least monthly and maintain minutes.
2. Appoint loan officer(s) as needed and delegate authority.
3. Counsel members in wise use of credit.
4. Maintain confidential relations with members.
5. Act on applications for loans and lines of credit.

### Board of Directors

#### Responsibilities:

1. Maintain general direction and control.
2. Meet at least monthly and maintain minutes.
3. Establish operating policies and procedures.
4. Elect board officers and fix compensation of specified officer.
5. If bylaws provide, appoint credit committee or loan officer(s).
6. Appoint supervisory committee.
7. Appoint membership officer, executive and other committees.

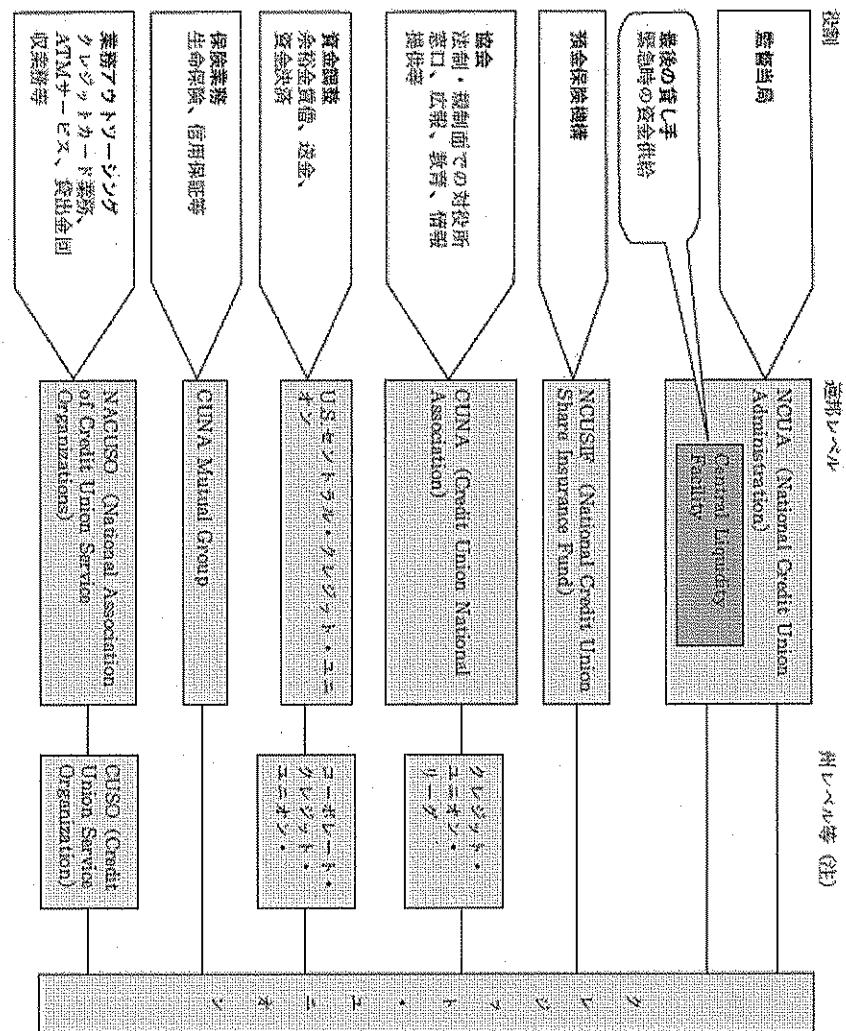
### Supervisory Committee

#### Responsibilities:

1. Make or cause to be made audits at least annually.
2. Submit audit reports to the board of directors and summaries to members at annual meetings.
3. Verify with members their account balances at least once every 2 years.
4. Maintain confidential relations with members.
5. Suspend directors, officers, or credit committee members for cause.

6. Act on requests for release of collateral.
  7. Act on requests for extensions and refinancing of loans.
  8. Act on requests denied by loan officer(s).
  9. Make annual report to members.
- 
8. Hire, fix duties and compensation of employees and set personnel policies.
  9. Maintain confidential relations with members.
  10. Act on membership applications.
  11. Determine classes of accounts and fix maximum individual share limit, when appropriate.
  12. Fix loan policies regarding loan maximums, interest rate, maturity, and security.
  13. Establish collection policies and procedures and fix late charges.
  14. Designate depository for funds.
  15. Authorize investments and borrowing.
  16. Declare dividends and interest refunds.
  17. Determine surety bond needs at least annually.
  18. Authorize necessary insurance.
  19. Provide necessary service facilities.
  20. Act on loans to directors, credit and supervisory committee members in excess of \$20,000.
  21. Appoint a security officer and supervise security program.
  22. Establish a records preservation program.
  23. Request approval of charter and non-standard bylaw amendments.
  24. Plan and hold annual meeting, report to members, and maintain minutes.
- 
6. Call special membership meetings for cause.
  7. Maintain committee's records.
  8. Request board approval for compensation of clerical and auditing assistance.

## 資料6 クレジットユニオン業界組織図



資料：CUNA & Affiliates, The Story of Credit Union Movement, p. 16の総研作成

(注) コーポレート・クレジット・ユニオンは全米連邦連盟、CUSOは全米連邦連盟が所

(出所) 永井(2004)。

## 資料7 CRAの評価項目

### 貸出

- ①住宅ローン、中小企業向貸出、中小農業貸出、消費者ローン(いずれも評価対象地域に該当がある場合)の件数・金額
  - ②これらの貸出の地理的な分布状況
  - ③債務者の分布状況 1)所得層別住宅ローン、2)年商100万ドル以下の企業や農業者に対する貸出、3)2)の当初実行額、4)所得層別消費者ローン
  - ④地域開発貸出の状況
  - ⑤中低所得者や中低所得地域向貸出における斬新性や柔軟性
- \* 評価対象地域とは、CRA評価のために選定された銀行の地理的な業務範囲。

### 投資

- ①適格投資の金額
  - ②適格投資の斬新性や複合性
  - ③適格投資のクレジットや地域開発に及ぼす影響
  - ④適格投資の民間投資家からの通常の投資によっては得られない程度
- \* 適格投資とは、CRA活動としての評価対象となる投資で、合法的な投資、預金、地域開発を主目的とする寄付等。適格投資を通じて、地域のクレジットニーズにどのように対応しているかを評価。

### サービス

- ①地域の所得層別にみた支店の配置
- ②支店配置の関係で、支店の開設や閉鎖の状況、特に中低所得地域における動向
- ③ATMなどの支店に代替するシステムの利用可能性や効果
- ④地域の所得階層別にみた商品やサービスの内容ならびにそれぞれの地域の需要に合致するような商品設計上の工夫の程度

(出所) 高月(1999)に加筆・修正。